



報道関係者各位

エコマーク「ラミネーター」認定基準 を制定します

(公財)日本環境協会(住所:東京都中央区、理事長:森嶋 昭夫)が運営するエコマークは、3月20日付で「ラミネーター」認定基準を制定しましたので、お知らせいたします。また、同日より、本認定基準での認定審査申込の受付を開始しました。

◇No.162「ラミネーター Version1」(新規)について

ラミネーターは、主に小売店舗、不動産業、工事現場、飲食店、オフィス等で使用されています。ラミネーターは、使用時にラミネートフィルムの接着剤を溶かすために120~150℃前後にラミネートする部分を加熱します。そのため、消費電力が1,000Wを超える製品がありますが、指標となる省エネルギーに関する基準等は現在設定されていません。また、ラミネート加工するためにウォームアップを行います。そのウォームアップ時間と消費電力は製品によって異なり、さらに、ラミネート加工の時間と消費電力も製品によって差があります。エコマークでは、ウォームアップを開始してからラミネート1枚を加工するまでの消費電力量に関する基準を設定することで、地球温暖化の防止に配慮した製品の普及を促進することは意義が大きいと考え、消費電力量に関する基準を策定しました。なお、現在の製品カタログ等では、消費電力は表示されていますが、消費電力量は公表されておらず、エコマークで消費電力量に関する基準をはじめて設定することで今後より省エネ性能が高い製品の開発、普及が進んでいくことが期待されます。

本認定基準では、省エネの観点以外にも、リデュース・リユース・リサイクル(3R)設計や有害な化学物質の不使用などを評価し、ライフサイクルを通して環境負荷低減効果の高いラミネーターを認定します。なお、基準検討当時、ラミネーターの認定基準を制定している海外のタイプI環境ラベルはなく、タイプI環境ラベルでは世界で初めての認定基準策定となります。

認定基準および認定基準の解説は、エコマーク事務局ホームページで公開しています。

(<https://www.ecomark.jp/nintei/>)

以上

<本件に関するお問い合わせ>

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 基準・認証課

〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町1-4-16 馬喰町第一ビル9F

TEL:03-5643-6253 FAX:03-5643-6257 E-mail: info@ecomark.jp